

1 建築物省エネ法関係

No	質疑	回答
1	民間確認検査機関の講習会では、設計住宅性能評価書を活用し省エネ適判手続きを省略する場合、確認申請時に「宣言書」が必要で、審査末日の3日前までに設計住宅性能評価書の提出が必要とのことでした。特定行政庁においても同様の取扱いか？	同様です。詳細は『省エネ基準適合義務制度の解説』 <sup>1)</sup> P22 を参照してください。
2	都市計画区域内で平屋かつ200㎡以下の新3号建築物の場合、省エネ基準適合の対象となるが、省エネ適判は不要と記載してある。この場合に、省エネ基準適合・不適合に関わらず、確認済証・検査済証は交付されるのでしょうか？	建築物省エネ法施行令第3条に規定するものを除き、原則すべての建築物において省エネ基準に適合させなければなりません。建築基準法の審査省略制度の対象であっても、設計者の責任において、省エネ基準へ適合させてください。

2 建築基準法関係

2-1 確認申請図書等について

No	質疑	回答
1	はり等の横架材(令第44条)の中央部の下側に耐力上支障のある欠込みについて、どこからどこまでが耐力上支障のある欠きこみになるのか。	『2020年度版建築物の構造関係技術解説書』 <sup>2)</sup> には、「本条の規定の主旨は、欠込みを禁止することにあるのではなく、欠込みを設けた場合はその部分の耐力低下を考慮して横架材を設計することにある。なお、日本建築学会「木質構造設計基準・同解説」では、引張側に欠込みがある場合について、欠込みがせいの1/4以下の部分の断面係数は正味断面係数の0.6倍として、欠込みがせいの1/3以下の部分の断面係数は正味断面係数の0.45倍として、それぞれ設計されている」とあります。
2	2025年5月に着工予定の物件について、2025年4月以前に建築確認を受ける場合に、手数料の加算をすれば、4月以降着工物件として審査していただけるのか？	2025年3月までは改正法が施行していないことから、法に基づく審査は行えません。
3	木造丸太組構造小屋裏利用2階建ての住宅について、改正法では第6条第1項何号に該当するか？	階として算入すべき小屋裏空間であれば、2階建てに該当するため、新2号建築物に該当します。
4	地盤調査報告書は確認申請時に必要か？仕様書に地耐力不足の場合、地盤改良を行うと記載の上、後に施工してもよいか？	『確認申請・審査マニュアル』 <sup>3)</sup> P115に記載のとおり必要です。地耐力が不足する場合の取扱いについては、各審査機関にお問合せください。

改正建築基準法・改正建築物省エネ法説明会 質疑回答

		い。なお、地盤改良工事については、確認済証交付後でなければ着手できません。（『国交省質疑応答集』 <sup>4)</sup> P6 質問 No.5 参照）
5	地盤面算定表は図書として必要か？	規則第1条の3 表1の記載のとおりです。
6	4月以降の着工予定の確認申請書式はいつ公表されますか？またいつから土木やセンター等で受付可能になりますか？	『国交省質疑応答集』 <sup>4)</sup> P38 質問 No.24のとおりです。土木センター（各市町村）での受付は、2025年3月31日までは現行様式での提出としてください。土木センター以外の取扱いについては、各審査機関にお問合せください。

2-2 大規模の修繕・大規模の模様替等について

No	質疑	回答
1	既存建物が存在する増改築等の場合で、解体完了しなければ、地盤改良の必要性の有無が判断できない場合、確認申請図書にはどのようにどのように記入すればよいか。	地盤改良の必要性の有無の確認については、直近の建築等の工事における計画建築物の図面や地盤改良報告書又は地盤調査報告書の確認が考えられます。その判断根拠を確認申請図書に記入してください。
2	階段の位置の変更は確認申請が必要か？過半とはどの部分の過半ですか？建物全部？改修部分の過半？	大規模の修繕・大規模の模様替に該当しない工事に関しては、以下の技術的助言を参考としてください。 ・「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（国住指第 355 号令和 6 年 2 月 8 日）」 ・「床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（国住指第 208 号令和 6 年 8 月 28 日）」

2-3 壁量基準等の見直しについて

No	質疑	回答
1	耐力壁の要件について、梁-桁（土台）間に基準はあるか？基準未満の場合の取扱いは？	『木造軸組工法住宅の許容応力度設計』 <sup>5)</sup> には、「令第 46 条表 1（（8）を除く）および昭 56 建告 1100 号（第 1 第十二号を除く）に仕様と壁倍率が与えられた耐力壁の適用範囲は、耐力壁の幅（柱芯々距離とする）の最小値は 90cm 以上とし、かつ階高／幅は 3.5 以下とする。ただし、昭 56 建告 1100 号第 1 第一号～第四号で仕様が定められた面材張り耐力壁については、耐力壁の幅の最小値は 60 cm 以上とし、かつ階高／幅は 5 以下とする。」とあります。

改正建築基準法・改正建築物省エネ法説明会 質疑回答

2	四分割法は偏心率の計算でもよいか？	平成 12 年建告第 1352 号ただし書きに記載のとおりです。
3	耐力壁の合板耐力は 1.5P でもよいか？（メーカーの認定書が存在しない場合）	いただきました情報だけでは判断できません。昭和 56 年建設省告示第 1100 号を参考としてください。

2-4 完了検査等について

No	質疑	回答
1	『確認申請・審査マニュアル』P155～P157 に記載の「施工結果報告書」とは、書式・様式があるのか？書式がない場合は、自社で書式を制定すればよろしいのか？その場合の記載項目は何か？	県で様式等は定めておりません。任意様式で作成してください。また記載項目については、『建築構造審査・検査要領－実務編 検査マニュアル』 <sup>6)</sup> や国交省 HP に掲載されている『省エネ基準工事監理報告書』等を参考としてください。
2	鉄筋のミルシートやコンクリート配合計画書や現場写真等 P158 の審査に必要なもの一覧を 3 月中旬までに発表されますか？	現在作成中であり、完成次第 HP にて公開をします。
3	新 2 号建築物は、法第 7 条の 6 の規定により検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限が適用されますが、建築中の構造見学会等は仮使用認定を受けなければできなくなるのでしょうか？	『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』 <sup>7)</sup> では「建築物の使用とは、人が相当時間継続して建築物に立ち入ることをいうが、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等当該建築物の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合には、法第 7 条の 6 第 1 項の規定により制限を受ける建築物の使用とは取り扱わない。」とあります。

【参考図書】

- 1) 国土交通省「省エネ基準適合義務制度の解説」
- 2) 国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 監修、一般財団法人建築行政情報センター・一般財団法人日本建築防災協会 編集「2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」
- 3) 国土交通省住宅局建築指導課参事官（建築企画担当）付 編集協力、一般財団法人日本建築防災協会・一般財団法人建築行政情報センター「改正建築基準法 2 階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル 第 3 版」
- 4) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）に係る質疑応答集（令和 6 年 12 月 26 日時点）
- 5) 一般財団法人日本住宅・木材技術センター「木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2017 版）」
- 6) 日本建築行政会議 編集、一般財団法人行政情報センター 発行「建築構造審査・検査要領－実務編 検査マニュアルー 2012 年版」
- 7) 国土交通省住宅局建築指導課 編集協力、一般財団法人日本建築防災協会 発行「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」